

関係事業主各位様

苫小牧労働基準協会

令和4年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(再教育)のご案内

厚生労働省では平成元年5月に労働安全衛生法第60条の2第2項に基づく指針として「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」を公表し「フォークリフト運転技能講習及びフォークリフト運転特別教育」を修了したフォークリフト運転業務従事者等に対し定期的(5年毎)に教育を行う事を定め、その実施推進に努めているところであります。

つきましては、今般苫小牧労働基準監督署の指導の下に、上記対象者の再教育講習会を開催しますので関係従業員の方々が多数受講されますようご案内いたします。

記

1. 開催日

回	受付開始	日	時	時間
1	5月9日～	7月26日(火)		いずれも
2	9月1日～	11月18日(金)		9:00～16:10
2. 会場 日本軽金属(株) 2階会議室(苫小牧市晴海町43-3 Tel.0144-53-6711)
3. 対象者 「フォークリフト運転技能講習修了者」および「フォークリフト運転特別教育修了者」で概ね5年を経過している者。
4. 受講料 会員事業場 6,205円(消費税込) (受講料4,500円+テキスト代1,705円)
非会員事業場 7,205円(消費税込) (受講料5,500円+テキスト代1,705円)
※欠席の場合、受講日初日の前日(休日除)迄に申出がない時は受講料は返却出来ません。又、特段の理由なく、遅刻又は途中退室をした場合は所定の講義を受講したものとは見做しませんのでご注意ください。
5. 定員 30名 (定員になり次第締切りますが、開催可能人数以下の場合は講習を中止することがありますので、ご了承願います。)
6. 教育内容 (1) 最近のフォークリフトの特徴 (2時間)
(2) フォークリフトの取扱いと保守 (2時間)
(3) 災害事例及び関係法令 (2時間)
7. 申込方法 下記申込書にフォークリフト運転技能講習修了証又はフォークリフト運転特別教育修了証の写し(表裏共コピー)及び受講料を添えて、苫小牧労働基準協会(〒053-0002 苫小牧市晴海町43-3)へ。Tel. 0144-53-6711、Fax 0144-53-6722 尚、7日前迄受講料が納付されない場合キャンセルと見做します。また、電話による申込受付はしておりません。

お支払方法	
1. 現金払い	苫小牧労働基準協会宛に持参下さい。
2. 銀行振込	苫小牧信用金庫本店(普)706284 「苫小牧労働基準協会」口座へ
3. 現金書留	苫小牧労働基準協会宛に送金下さい。

..... 切取無し、このままFAX

受講日：(第 回) 月 日 () ～ 日 () 令和 年 月 日

苫小牧労働基準協会 殿
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育受講申込書

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">労基协会会员</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>非会員</td> <td></td> </tr> </table>	労基协会会员		非会員		事業場名 _____	Tel _____
労基协会会员						
非会員						
所在地 〒 _____						

氏名(ふりがな)	生年月日	修了証発行先	修了証番号	発行年月日